

## いじめ防止基本方針の課題は

「用馬致誠研修」（致誠研究會）

—「いじめ対応、何がうまくいくのか」、「文科省『いじめ基本方針』改定、『重大事態力 イドライン』策定を受けた」を組んでいた。いじめ防止対策推進法の施行後3年の見直しの一環で文部科学省の「いじめ防止対策基本方針」が今年3月に改訂され、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。同基本方針は、いじめ防止に関する対応を示したものだが、同法施行後もいじめに起因する子どもの自殺

以上のような内容だ。納得できる部分もあるし、実際には困難ではないかと思われる部分もある。しかし、文科省の基本方針の改訂、ガイドラインの策定により、いじめに對して、学校現場ではこれまで以上に難しい対応が求められるだろう。

飯野眞幸群馬県高崎市教育長による「地方公共団体レベルのいじめ対策の振り返り」は、高崎市のいじめ防止の取り組みの紹介。

新井龍蔵西外國語大学教授による「学校レベルのいじめ対策の振り返り」は、「教職員一人ひとりがいじめの情報を学校のいじめ対策組織に報告・共有する義務がある」と改めて認識する必要がある」としている。

件」対応に学ぶ」は、原発事故避難生徒に対するいじめ事件での横浜市教委や学校の対応を検証、批判しながら、いじめ対応の要點を解説する。氏は、学校が事実確認を重視して対応が遅れたと指摘し、事実関係の調査は教委に任せて、学校は児童生徒に適切な対応をすべきだという。

一方、いじめ防止は最重要課題だが、「過労死ライン」を超える長時間勤務にあえぐ教園に、さらに負担を求めるものであることも間違いない。

松田義行文教大学教授による「教員の多忙といふ現象の防止体制」は、いじめ防止対策を具体化するためには、「教員にゆとりを生み出す」ことが必至たとしている。

また、改めてされた基本方針の内容に疑問を呈する見方もある。ノンフィクション作家の福田まする

文部省児童生徒課による「解説『いじめ防止等のための基本的な方針』」の改定、「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定は、改訂された基本方針の内容、新たに策定されたガイドラインの要点などを説明している。少し長くなるが、この調査と対応に不適切な点があつたことなどを受け改訂された。

知らない人もいると思うので、基本方針の主な部分を訂内容を見ておこう。

昔分を肖照して、いしめの話題が豊富な折合  
②学校が策定したいじめ防止基本方針の取り組み  
状況を、学校評価の対象に位置付けるよう求め  
たこと。

③努力義務となつてゐる教育委員会による  
防止基本方針の策定について、特段の理由がな  
る場合を除き、策定することが望ましいと明記

④学校に設置するいじめ防止対策組織を構成すること、  
関係者の教員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当者等）と外部の専門家（スクールカウンセラー等）

スクールソーシャルワーカー

み氏による「いじめられた」と言えは、「いじめられた」といふべきでよいのかは、文科省によるいじめの定めが次第にあいまいになつてゐることを懸念して

る。保護者かいじめや体罰をでこち上げマスミまでもだまされた事件を取材してきた氏は「ほくはあいつにいじめられている」と誰か名前を言はず、その児童・生徒があつたという間

名前をしたまし、いのり屋へ行くと、おじいちゃんが「いじめつ子」とさされかねない」と指摘。「そもそも、「いじめられた側がいじめだと言えばいいめ」「子どもが体罰だと言えば体罰」などといふ

た主張は、あまりに一方的で言つた者勝ちだ  
氏は批判し、いじめについて、学校は「予断を  
して公平中立に、いじめられた側、いじめた側

「言い分を聞くことだ」と注文する。  
実に厄介な問題だと思う。これに類するよう  
事態は、学校現場でも結構発生しているのではな

いか。しかし、被害者に寄り添うという方針を辿っているとは思わない。悪意のない言動が、めにつながっているケースはよくある。逆に、害者側の過剰反応という場合もある。結局のところ、はじめ問題への対応とは、適切な人間関係を構築する力を子どもたちに身につけさせるこ

SNSとマーケティングスキルではないか

とはいって、現代では適切な人間関係を構築することがなかなか難しくなっている。そもそも自分がスマートフォンばかり眺めていて、人間を困らない。